

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント契約重要事項説明書

野辺地町地域包括支援センター

介護保険制度の改正により、平成29年4月1日から「要支援1・要支援2と認定された方」又は「基本チェックリストで該当された方」は、保険給付サービスや介護予防・生活支援サービスを利用することとなります。介護予防・生活支援サービスを利用するためには、利用者と町の地域包括支援センターが契約を結び、ケアプランを作成することになります。

【介護予防・生活支援サービスとは…】

高齢者の方々が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、その人の状態に応じたサービスを提供し、できるだけ要介護状態にならないように予防対策をすること。

1. 概 要

野辺地町地域包括支援センター（公立野辺地病院内）

野辺地町字鳴沢9番地12

TEL 0175-72-1018

FAX 0175-72-1019

平日 午前8時15分～午後5時00分（土日・祝日・年末年始は休み）

2. 事業の目的・運営方針

目 的 高齢者が要支援・要介護状態になることを防止するとともに、要介護状態に至った場合においても可能な限り地域において自立した日常生活が営めるよう支援することを目的としている。

運営方針 高齢者が住みなれた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにできるだけ要介護状態にならないような予防対策から、高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、さまざまなサービスを、高齢者の変化に応じ切れ目なく提供する。

3. 提供する介護予防・生活支援サービスの内容

契約書本文第4条～第7条に定める提供するサービスの内容は次のとおりです。

内 容	提 供 方 法	保険適用
<p>介護予防サービス・支援計画の作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 ・自宅周辺地域における介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業者やサービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。 ・提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。 ・介護予防サービス・支援計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付・地域支援事業の対象となるサービスと対象とならないサービス（自己負担）を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。 ・介護予防サービス・支援計画の原案は、利用者やその家族と協議した上で、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。 	○

内 容	提 供 方 法	保険適用
介護予防サービス、介護 予防・日常生活支援総合 事業者等との連絡調整・ 便宜の提供	・介護予防サービス・支援計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業者等との連絡調整を行います。	○
サービス実施状況の把握、 介護予防・生活支援サー ビス計画等の評価	・利用者及びその家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。 ・利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出や状態の変化等に応じて介護予防サービス・支援計画の評価、変更等を行います。	○
相談・説明	・介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。	○
医療との連携・主治医へ の連絡	・介護予防サービス・支援計画の作成時（変更時）又は、サービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得た上で、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。	○
要介護認定等にかかる 申請の援助	・利用者の意思を踏まえ、要介護認定申請又は要支援認定申請、総合事業申請（以下「要介護認定申請等」という。）の申請に必要な協力を行います。 ・利用者の要支援認定又は総合事業有効期間満了の60日前には、要介護認定申請等の更新申請に必要な協力を行います。	○

※上記については、野辺地町地域包括支援センターが委託する指定居宅介護支援事業者が行います。
ただし、委託が困難な場合は、野辺地町地域包括支援センターが行います。

4. 介護予防サービス・支援計画の作成料等について

・介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（介護予防サービス・支援計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等）については、10割保険給付・事業負担となり、利用者の負担はございません。

・その他、事業所が提供する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントで、野辺地町外での活動が必要となった場合は、その交通費は利用者が負担するものとします。

事業所から片道10km未満	往復で 440円（内税）/1回につき
事業所から片道10km以上20km未満	往復で 770円（内税）/1回につき
事業所から片道20km以上30km未満	往復で1,210円（内税）/1回につき
事業所から片道30km以上40km未満	往復で1,540円（内税）/1回につき
事業所から片道40km以上	往復で2,200円（内税）/1回につき

5. プライバシーの保護

利用者にサービスを提供する上で知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、サービスを提供する際に利用者やご家族に関して、知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。このため、サービスの利用には利用者の同意が必要となりますので、別添の同意書に記名押印いただくことになります。

6. サービスの相談窓口・苦情窓口

提供されたサービスに苦情がある場合、又は作成した介護予防サービス・支援計画に基づいて提供された介護予防・生活支援サービス等に関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。介護保険に関する相談や苦情については、下記の相談窓口があります。

相談窓口・苦情窓口

- ・野辺地町地域包括支援センター(公立野辺地病院内)
TEL 0175-72-1018 (受付時間 午前8時15分～午後5時)
FAX 0175-72-1019

- ・野辺地町 介護・福祉課
TEL 0175-64-2111 (受付時間 午前8時30分～午後5時15分)
FAX 0175-64-8518

- ・青森県国民健康保険団体連合会(苦情処理委員会)
TEL 017-723-1336
TEL(直通)017-723-1301 (受付時間 午前9時～午後16時:土日祝祭除く)

7. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため、北部上北広域事務組合 公立野辺地病院 感染対策指針に基づき、委員会を設置し、毎月1回又は必要に応じて随時開催します。また、院内感染対策が主催する、研修及び訓練を年1回以上実施します。

8. 業務継続計画(BCP)の策定

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定します。また、研修及び訓練を年1回以上実施します。

9. 高齢者虐待防止の推進

虐待の防止のため、医療安全対策委員会の下部委員会として虐待防止検討委員会を設置し、虐待の未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応に努めます。また、指針に基づき、研修を年1回以上実施します。虐待を発見した場合には、「高齢者虐待防止法」に則り、保険者へ速やかに通報します。

10. 身体拘束等の適正化の推進

利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。やむ

を得ず身体的拘束等を行う場合には、指針とマニュアルに基づき、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

11. ハラスメント防止対策の強化

職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント等の防止のため、「北部上北広域事務組合のハラスメント防止に関する要綱」に基づき、被害者への配慮のための取り組み、被害防止のための取り組みを行います。

12. 要介護認定申請等の前に介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供が行われる場合の特例事項の説明

付属別紙のとおり

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面（及び付属別紙）に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 野辺地町字鳴沢9番地12

名称 野辺地町地域包括支援センター

説明者 事業所 野辺地町地域包括支援センター

氏名 _____

私は、本書面（及び付属別紙）により事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

上記代理人（代理人を選定した場合） 住所 _____

氏名 _____ 印

要介護認定等の前に介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供が行われる場合の特例事項の説明

利用者が要介護認定等の申請後、認定結果・判定結果通知を受けるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護予防・生活支援サービス等の提供を受けるために、暫定的な介護予防サービス・支援計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

○提供する介護予防・生活支援サービスについて

- ・ 利用者が要介護認定等までに、介護予防・生活支援サービス等の提供を希望される場合には、この契約の締結の日から速やかに介護予防サービス・支援計画を作成し、利用者にとって必要な介護予防・生活支援サービス等提供のための支援を行います。
- ・ 介護予防サービス・支援計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定の結果を上回る過剰な介護予防・生活支援サービスを位置付けることのないよう配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した介護予防サービス・支援計画については、要介護認定等の後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

○注意事項

要介護認定等の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- ・ 要介護認定等の結果、自立（非該当）となった場合には、要介護認定前に提供された介護予防・生活支援サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- ・ 要介護認定等の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

利用者のための介護予防サービス・支援計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合

2. 使用する事業者の範囲

利用者が現に受けているサービス提供事業者

3. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

介護予防支援事業者 野辺地町地域包括支援センター 様

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(利用者の家族) 住 所 _____

氏 名 _____ 印